

おおいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

令和6年12月2日以降の医療機関受診方法について

令和6年12月2日以降、医療機関の受診方法はマイナ保険証による受診を基本とした仕組みに変わります。

受診方法	現在	R6.12.2	R7.12.1
① マイナ保険証			
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合			
マイナポータル+マイナ保険証			R6.12.2以降 使用可
資格情報のお知らせ+マイナ保険証			R6.12.2以降 使用可
② 保険証			R7.12.1まで 使用可
③ 資格確認書			R6.12.2以降 使用可

① マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を提示することで、患者本人の健康・医療データに基づいたより適切な医療が受けられます。

◎マイナ保険証の利用方法について詳しくはこちら⇒⇒⇒ [厚生労働省 マイナ保険証](#)



医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合の受診方法

マイナ保険証で本人確認したうえで、マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）を提示

マイナ保険証で本人確認したうえで、「資格情報のお知らせ^(※)」を提示

または

(※)「資格情報のお知らせ」は、令和6年9月に全加入者に対し、原則、事業所様を経由して送付しています。
なお、令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に送付する予定です。

② 健康保険証

現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失とならない限り令和7年12月1日まで使用できます。

③ 資格確認書

マイナ保険証を利用できない方^(※)は、協会けんぽが発行する資格確認書（黄色のプラスチック製カード）で受診できます。

(※)マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードは持っているが、健康保険証としての利用登録をしていない方 など

資格確認書(イメージ) ▶



■ 既存加入者への資格確認書の発行について

令和7年9月～令和7年11月(予定)にかけて順次発行(申請不要)し、令和7年12月1日までにお届けします。

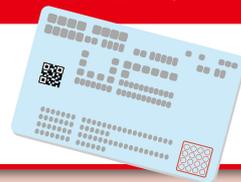
■ 令和6年12月2日以降の新規加入者への資格確認書の発行について

令和6年12月2日以降に新規加入される方でマイナ保険証を利用できない方は、日本年金機構への資格取得届等の提出時に資格確認書の交付申請を行ってください(交付申請がなかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書は発行されますが、発行までに相当な期間を要することから、できる限り資格取得届等の提出時に交付申請をお願いします)。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へお願いします ⇒ 電話番号:0570-015-369(平日8:30~17:15)

資格喪失後の保険証の早期回収にご協力をお願いします！

従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の保険証使用を防ぐため、速やかに保険証を回収いただきますようお願いします。



お問い合わせの際は「チャットボット」をご利用ください

協会けんぽホームページでは、AIチャットで皆さまからのお問い合わせに対応する「チャットボット」を導入しています。365日24時間ご利用可能なチャットボットをぜひご利用ください！

チャットボットは、協会けんぽ本部または支部トップページの右下（スマートフォンの場合は真下）の青色のバナーをクリックするとご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから
(大分支部トップページ) ⇒⇒⇒

Q 協会けんぽ大分



AIチャットがお答えします
お気軽にご質問ください

こちらの
バナーを
クリック

健診は受けた後の行動こそが重要です！

「要治療」「要精密検査」の場合は医療機関を受診しましょう

健診の結果、血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が高値でありながら、健診受診月の前月から4か月以内に医療機関を受診されていない方には、協会けんぽから受診勧奨通知をお送りしています。

従来は、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されている方のみが通知の対象でしたが、令和6年4月健診受診分からは、事業者健診の結果データを事業所様から提供いただいた方や、特定健診を受診された扶養家族の方も通知の対象となりました。通知を受け取られた方は早めに医療機関をご受診ください。

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160 mmHg以上
	拡張期血圧	100 mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126 mg/dL以上
	HbA1c (NGSP値)	6.5 %以上
脂質	LDLコレステロール	180 mg/dL以上

事業所様におかれましても、次のような取り組みにご協力をお願いします

- ・ 健診結果が「要治療」「要精密検査」となった従業員様への受診勧奨の声掛け
- ・ 従業員様が医療機関を受診しやすい環境や体制の整備

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方の医療機関受診率は「インセンティブ制度」の評価指標の一つです。受診率が向上すると、健康保険料率の引き下げにつながる可能性があります。

(詳しくはホームページをご覧ください)

Q 協会けんぽ大分 インセンティブ制度

